

第3章 特別史跡巢山古墳の概要

第1節 指定状況

(1) 指定の状況

巢山古墳は、この地方における主要なものであるという理由から、墳丘および周濠が史蹟名勝天然記念物保存法に基づき昭和2年(1927)に史蹟指定された。この年の11月に広陵町(旧馬見町)が管理団体に指定された。

大正12年の実測調査を行った上田三平の報告によると、史蹟保存要目第三(古墳及著名ナル人物ノ墓竝碑)および第九(貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類学及考古学上重要ナル遺蹟)によって指定されたとある。

昭和25年(1950)の文化財保護法制定から、2年後の昭和27年に特別史跡に指定され、外堤部分が平成元年(1989)に追加指定された。

<昭和2年指定>

指定名称：巢山古墳

指定基準：史1 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡

所在地および地域：奈良県北葛城郡広陵町大字三吉元音寺方

字巢山1208番地の1、1208番地の2

字アシイケ130番地

指定年月日：昭和2年(1927)4月8日

特別史跡指定年月日：昭和27年(1952)3月29日

指定面積：50,313㎡

詳細解説：環濠ヲ有セル前方後円型ノ古墳ニシテ北方ニ面ス封土ノ高サ前方部約六十尺後円部約七十尺全長約六百五十尺前方ト後円トノ接續部両側ニ造出アリ後円部ノ頂上ハ発掘セラレテ石槨ノ一部ヲ露出ス此ノ地方ニ於ケル古墳トシテ主要ナルモノノ一ニ属ス

前方後円型の古墳で北方に面している。封土は全長約200m、高さは前方部約18m、後円部約21m、を有し、前方部と後円部との接続部の両側に造出があり、周囲に環濠がめぐらされている。後円部の頂上は、かつて発掘されて石室の一部を露出しているが、きわめて宏壮な墳丘をなし、しかも整美な型式を示し、この種の古墳として代表的な一例であり、学術上特に価値が深い。

出典：国指定文化財等データベース

管理団体：広陵町(昭和2年11月30日)

<平成元年追加指定>

所在地および地域：奈良県北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方

字ス山南383番ノ1、383番ノ2、383番ノ3、384番ノ1、384番ノ2、384番ノ3、384番ノ4、385番ノ1のうち実測83.03㎡、385番ノ2、385番ノ3、385番ノ8、385番ノ9、385番ノ10、385番ノ11、385番ノ12、385番ノ13、385番ノ14、385番ノ15、385番ノ16、385番ノ17、385番ノ18、385番ノ19、385番ノ20のうち実測434.72㎡、385番ノ22のうち実測1836.15㎡、385番ノ48のうち実

測725.18㎡

元齊音寺方字巢山1209番、1210番ノ1、1210番ノ2、1211番、1212番ノ1、1212番ノ2、1212番ノ3、1213番ノ1、1213番ノ2、1213番ノ3、1213番ノ4

上の地域に介在する道路敷を含む。

追加指定年月日：平成元年1月9日

追加指定面積：22,963.97㎡

総面積：73,276.97㎡

追加指定説明：巢山古墳は、馬見丘陵の台地端に位置する前方後円墳で、全長二〇四メートルという全国でも屈指の規模を有している。周濠も完存しており、その外側には幅十五メートルの外堤とも周庭帯ともみられる施設が繞っている。これまでの指定範囲は濠部にとどまっているので、今回は外堤部分を追加指定しその保存を図ろうとするものである。

出典：月刊文化財 昭和63年5月号

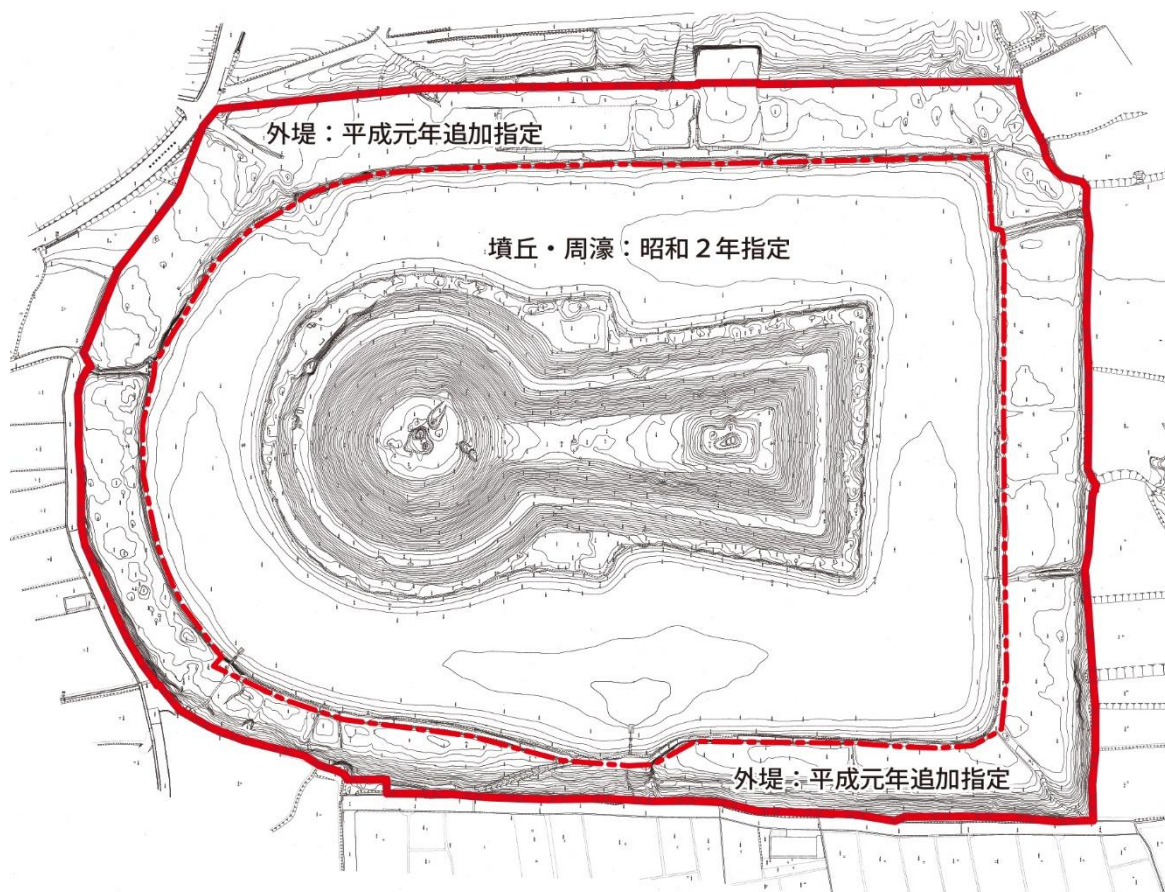


図 3-1 特別史跡指定範囲図 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

第2節 巢山古墳の概要

(1) 墳丘

①規模と築造方法

巢山古墳は、南北に延びる馬見丘陵の東側斜面を利用して構築された三段築成の前方後円墳である。

墳丘は西から東へ傾斜する自然地形の西側を掘り込み、墳丘第一段から下は地山を削り出して整形されたと考えられる。構築時の墳丘規模は全長約220m、後円部径約130m、高さ約19m、前方部先端幅約112m、高さ約16.5m。左右のくびれ部には長さ33m、幅14mの方形の造出しが取り付く。前方部頂上には南北約25m、東西約16m、高さ約2mの方形壇を設けている。墳丘第二段テラスの標高は、後円部および前方部の東と西で約20～30cmの標高差があることから、当初から墳丘が傾斜していたと考えられる。

後円部の葺石は、上部で拳大、下部では大型の石材が使われている。葺石の傾斜角度は約20度で、大型石材が使用される下部(標高48m付近)に傾斜変換点がある。変換点から墳丘第一段までは、傾斜角度が約25度に立ち上がる。



後円部葺石等検出状況(1801調査区南東から)

前方部では標高48.5m付近に横の区画石列が通り、その上下で石材の大きさが異なる。傾斜角度は根石から横の区画石列付近で約14度、横の区画石列から上方では約17度となる。角の傾斜角度は前方部の東と西でそれぞれ異なる。前方部前面の葺石傾斜角度は、北西隅から17度3分、中央部24度、北東隅が26度と、西から東に向かって傾斜が緩やかに捻じれた形となり、墳丘主軸から西側で横の区画石列が2条あることになる。

前方部の西・東法面は長径20cmほどの石材を使用し、前方部前面より傾斜角度は緩やかである。葺石の裏込めは認められず、地山を削り出して、基底石を据えた上に小口積みになっている。葺石を施すため先行した縦の区画石列は、長径約20cmの石材を使用し、基底石から直角に積み上げている。葺石を施す作業単位と考えられる縦の区画石列の幅は、これまでの調査で小区画(120・125・130cm)を5条、中区画(150・155・160cm)を7条、大区画(175・176・180cm)を4条、最大区画(215・225cm)を4条確認しており、4種類に分けられる。

②埋葬施設

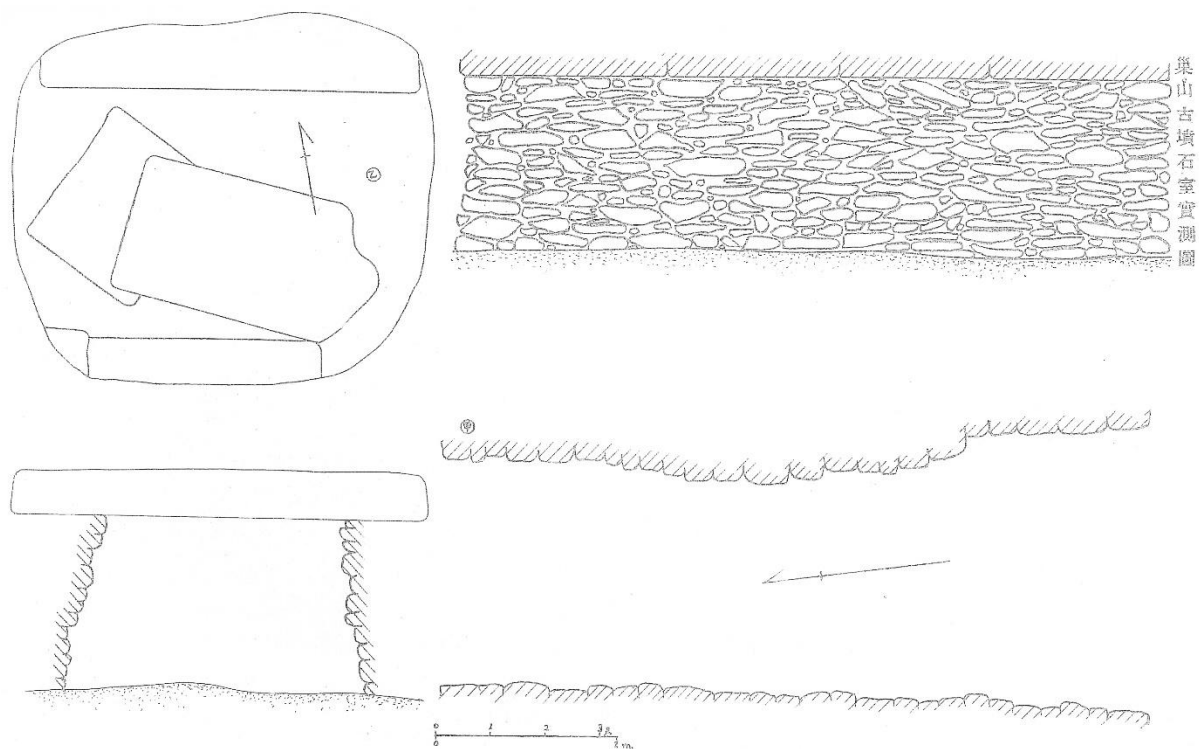
後円部頂上には大きな盗掘坑が残るのみであるが、上田三平氏の史跡指定にともなう調査報告によると、竪穴式石室2基が確認されている。西の石室は長軸をほぼ南北にし、側壁は厚さ10cm、長さ30cm前後の割石で積まれ、幅は約136cmと推定されている。天井石は4枚残り、凝灰岩様の加

工した切石は長さ約230cm、幅約100cm、厚さ約21cmで、これを石室に横架する。その長さを通計すると約4.0mになるとされている。石室の高さは約1.1mあり、天井石の上に約1.5m余りの盛土があるとし、もうひとつの石室は東約1.8mを隔てて並び、深さ約1mのところ幅約2m位の天井石が3枚あるが、移動した痕跡があると報告されている。前方部方形壇にも小石室の存在が記録されている。



[出典：『奈良縣に於ける指定史跡』第1冊史跡調査報告書]

後円部の石室



[出典：『奈良縣に於ける指定史跡』第1冊史跡調査報告書]

図3-2 石室実測図

③副葬品

明治時代の盗掘で、多数の遺物が出土している。鍬形石4以上・車輪石3・石釧や玉類として滑石製大勾玉1・滑石製勾玉35・管玉63・棄玉3・滑石製刀子11が宮内庁に収蔵されている。

滑石製大勾玉は他に例のない大きさを誇り、孔から頭部に彫刻が施されている。

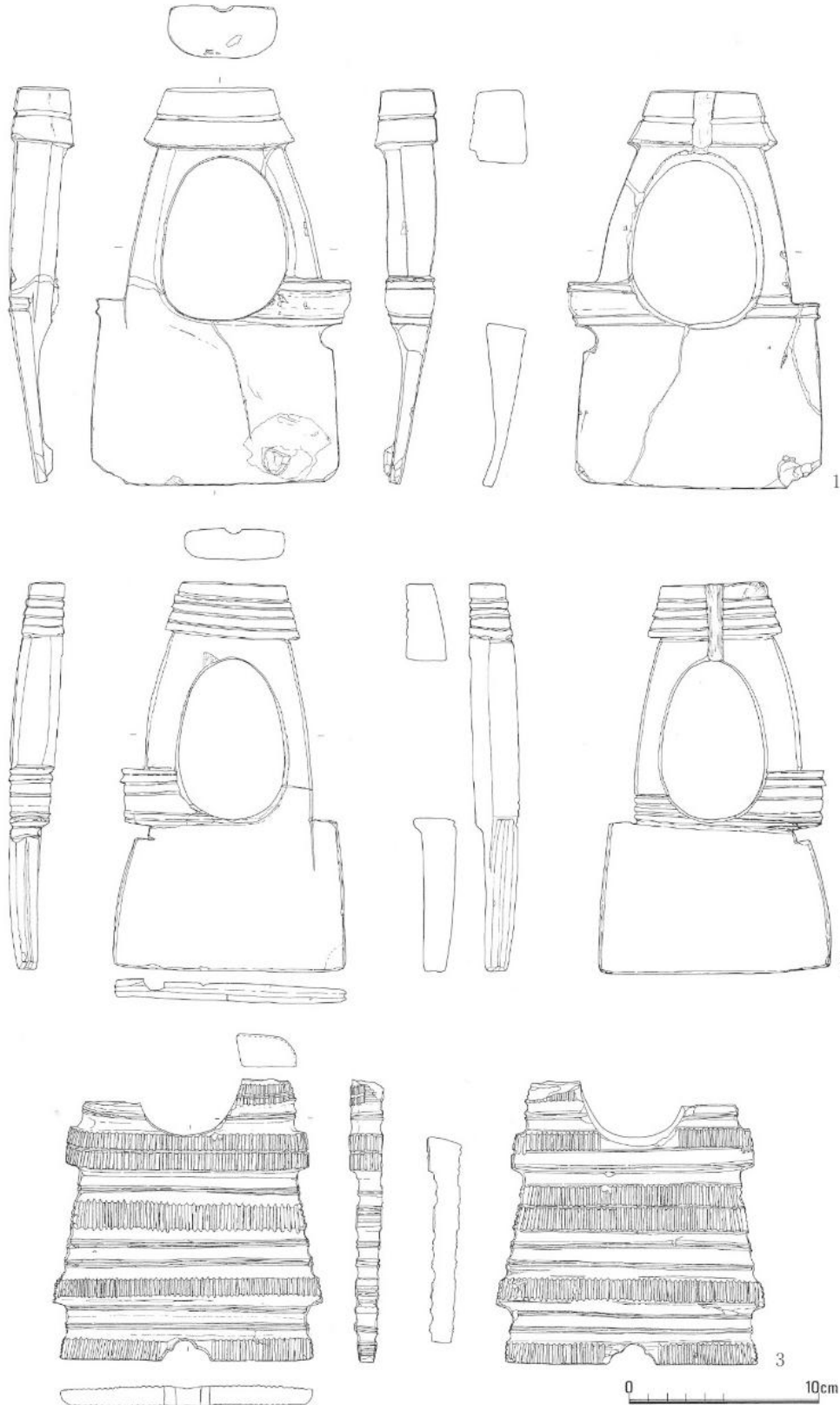


図 3-3 鍬形石実測図

④出島状遺構

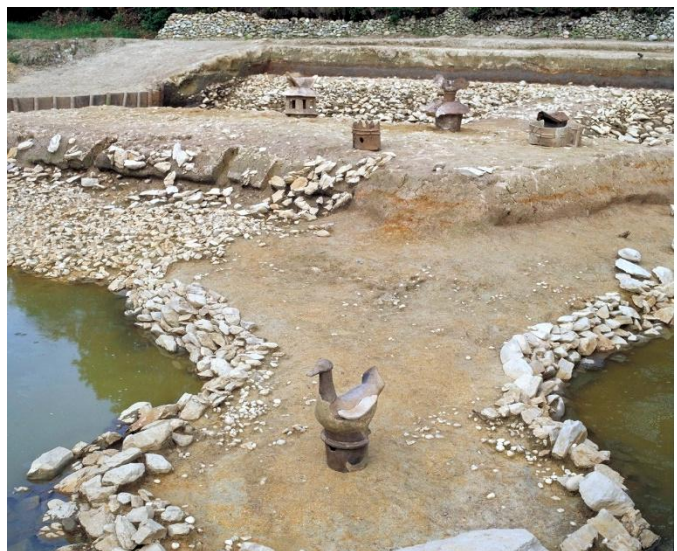
前方部の西側ほぼ中央部で墳丘から周濠に張り出す出島状遺構が確認された。高さは約1.5m、二段で築かれ葺石を施している。傾斜角度は南辺の約25～30度に対して、北辺は13～18度と緩やかである。基底部で、南北約16m、東西約12m、上端で南北約11.5m、東西約7mを測る。島の東側は方形で、東辺(墳丘側)から南辺および北辺へは直角に曲がり西方向に延びる。



出島状遺構（東から）

出島状遺構からは、配置された形象埴輪の原位置は不明であるが、蓋形7・家形7・盾形3・水鳥形3・圀形4・柵形10点以上が出土している。

水鳥形埴輪は水に浮かぶ有様を表現して、岬状の突出部に置かれたと考えられる。水鳥が靈魂・靈力と深く係わることは『古事記』『日本書紀』にも多く記され、ヤマトタケルが白鳥に化したという伝承などから魂の象徴とされる。



出島状遺構復元埴輪想定位置（南西から）



蓋形埴輪



家形埴輪



盾形埴輪



柵形埴輪

柵形埴輪と家形埴輪

(2) 周濠

①規模と築造方法

現状の周濠幅は約30mあるが、築造当初の墳丘と外堤基底部の幅(当時の周濠底)は約17mであったと推定される。周濠底は東と西で約1mの比高差がある。

周濠は墳丘の西側の丘陵を大きく掘り込んで作られているため、丘陵の地下水が西側外堤裾から多量に湧き出すが、周濠の最も低い地点にある出島状遺構の州浜部や北側裾部で樹木の根や根による攪乱痕が認められることから、築造当初から周濠に満々と水が溜まる現在の景観は想定できない。出島状遺構の南西突出部は周濠底から約50cmの高さで、そこに水鳥形埴輪を置いたと考えられることから、築造当初、周濠の水位は極めて低く、出島状遺構の州浜を洗う程度であり、常時湧き出す水を地形的に低い周濠東側で、排水していたものと推定される。

②周濠の環境変化

0109トレンチの墳丘基底部付近から6世紀の提瓶が出土したことから、古墳時代後期には排水機能は失われていたと思われる。さらに有機質土の堆積が進み、周濠水位が上昇する奈良時代末～平安時代初頭には、この水を利用して墳丘裾、外堤裾に小区画水田を営むようになる。(水平堆積する黒褐色土層10・11層は墳丘を削平した痕跡であり、耕作土の可能性がある。15・16層に葦石が多量に含まれるのは墳丘を削り、周濠に落とし込んだ痕跡であろう。)

標高49.00m付近から上部の葦石を削り取り、周濠側に落とし込む状況や墳丘の地山を削り出して造られた畦畔が確認されている。さらに歳月を重ね、樹木の葉や枝が周濠底に堆積し水位を押し上げると、小区画水田は冠水するようになる。そこでこれを放棄し周濠全体を溜池として利用するうちに現景観に近づいてゆくものと考えられる。

③出土遺物

墳丘第一段から転落したと考えられる埴輪が各調査トレンチで出土する。朝顔形・壺形・鱗付も含まれているものの、多くは円筒埴輪で、底径25～30cm、第1段に円形又は半円形のスカシ、第2段に方形透かしを対向させる個体も存在する。中型品が大半を占め、外面調整はA種ヨコハケ、Ba種ヨコハケが混在し、ヘラ記号、表面に赤色顔料を塗布するものもある。

0204-1T出土の朝顔形埴輪は底径30cmを測り、円形のスカシを対向させる4段又は5段程の中型品である。外面調整は1次調整タテハケを施しA種ヨコハケで仕上げる。



円筒埴輪



壺形埴輪



朝顔形埴輪

(3) 外堤部

①規模と築造方法

北側外堤葺石の一部には基底石・区画石列が認められるものの、墳丘に比べ雑な積み方で、葺石の基底ラインも直線ではなく、波を打っていた。転落している葺石量は墳丘の5割程度であることから、外堤斜面全体に葺石を施すのではなく、斜面の中程で止めていた可能性が高い。

西側外堤は地山を平坦に切り通し、堤と同じ幅で区画している。盛土は一切なく、地山を削り込んだ痕跡が測量図に表れている。また、外堤端を区画するための溝が掘られていたことを確認している。西側外堤葺石は区画ごとに石材が異なることから、地域集団単位で石材を持ち込み、割り当てられた箇所に葺石を葺いた可能性がある。発掘調査においても基盤層が「円弧すべり」を起こしたことから、西側外堤葺石施工時は湧水との戦いでもあったと考えられる。西側外堤の葺石面に見られる傾斜変換は、湧水と円弧すべりのため傾斜を形成することが出来ないため、捨て石をして葺石を積んだ結果であろう。

南側外堤斜面下部の基底石、区画石列、葺石を検出した。外堤は地山を削り出して成形した斜面に黒褐色粘土を貼り付け、この粘土の上に葺石等を施工している。全体的な平面形は後円部に沿って緩やかな円弧を描く。外堤斜面の傾斜角度は20～34度を測る。基底石は、区画石列、葺石と明確に区別できる大きさの石材を使用している。

東側外堤の前方部に対する個所の葺石は基底石列を設けないが、造り出し部に対する個所から後円部に対する個所では基底石が確認された。灰黄褐色粘質土、褐灰色粘土を斜面に貼り付け、この上から石材を葺いていた。葺石を施す作業単位である区画石列を確認している。



外堤南東部葺石等検出状況（1802 調査区北西から）

②出土遺物

周濠埋土から円筒埴輪、形象埴輪、盾形埴輪、土師器、須恵器の他、刀形木製品、盤、一木鋤、木槌等の木器、石製模造品等が出土した。東側造り出し部に面した外堤部にて小形丸底壺が10個体以上出土しており、外堤上で何らかの祭祀行為に使用されたものと考えられる。

第3節 これまでの調査

(1) 地形測量

平成9年度に特別史跡指定範囲を対象とした地形測量を行った。墳丘部分はモウソウチクが密生し、人の立ち入りはもちろん、段築さえも視認できない状況であったことから、広陵古文化会の理解と協力を得て、モウソウチクを伐採した上で測量作業を行った。作成した平面図は縮尺1/200でコンタの間隔は25cmとし、クスノキやモチノキ等の大木と墳丘第一段の崖面に残る円筒埴輪の位置を図示した。

従来、墳丘規模は全長約204m、後円部径約110m、高さ約18m、前方部幅約94m、高さ約15mとされてきたが、測量の結果、墳丘規模が大きくなることが明らかとなった。

表 3-1 巢山古墳計測表

計測箇所	計測部位	規模 (m)	標高 (m)	比高 (m)	備考	
墳丘部	後円部	第一段基底径	128	47.80	4.52	第1次調査成果
		第一段上端径	108	52.32		
		第二段基底径	100	55.62		
		第二段上端径	86			
		第三段基底径	76			
	前方部	基底部幅	112	47.80	5.44	
		第一段上端幅	94	53.24		
		第二段基底部幅	77.2	56.78		
		第二段上端幅	60.4			
		第三段基底部幅	50.4			
	方形壇	基底部幅	16.4	64.11	0.77	
		基底部長	25			
		上端幅	9.2			
	造出し	基底部幅	22	47.80	3.57	
基底部長		31	51.37			
外堤部	西側幅	25	53.73	-1.41	外堤高基準	
	南側幅	25	52.32			
	東側幅	25	52.14			
	北側幅	28	52.65			
周濠部	西側幅	32	49.92	-0.48	周濠高基準	
	南側幅	38	49.44			
	東側幅	40	48.90			
	北側幅	42	49.53			

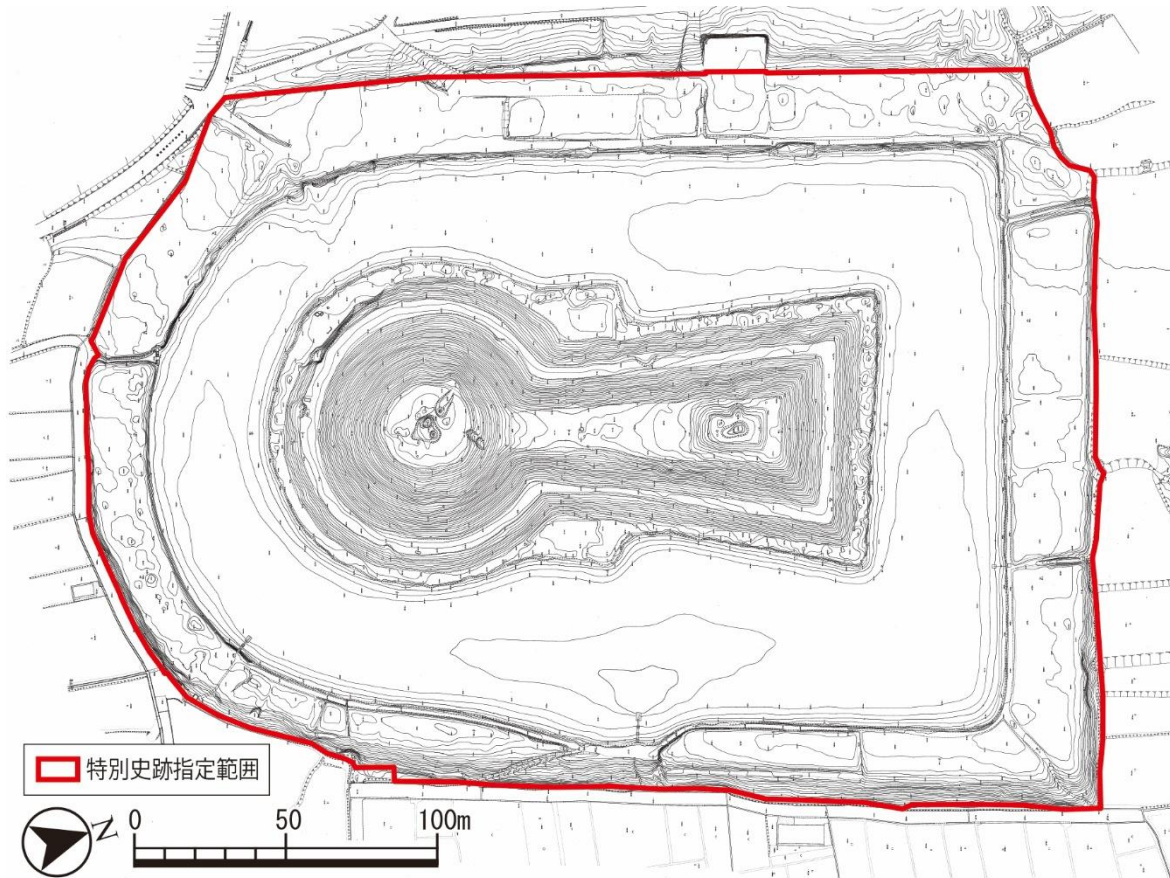


図 3-4 平成9年度測量図

(2) 毎木調査

墳丘上に生育する樹木の取り扱いを検討するために、墳丘部分の毎木調査を平成16年度に行った。幹回りが30cm以上の樹木を調査対象とし、位置を平面図にプロットして管理番号を付した。さらに、樹種の判定と計測(樹高・幹回り・樹幹)結果を毎木調査票としてリストにまとめた。

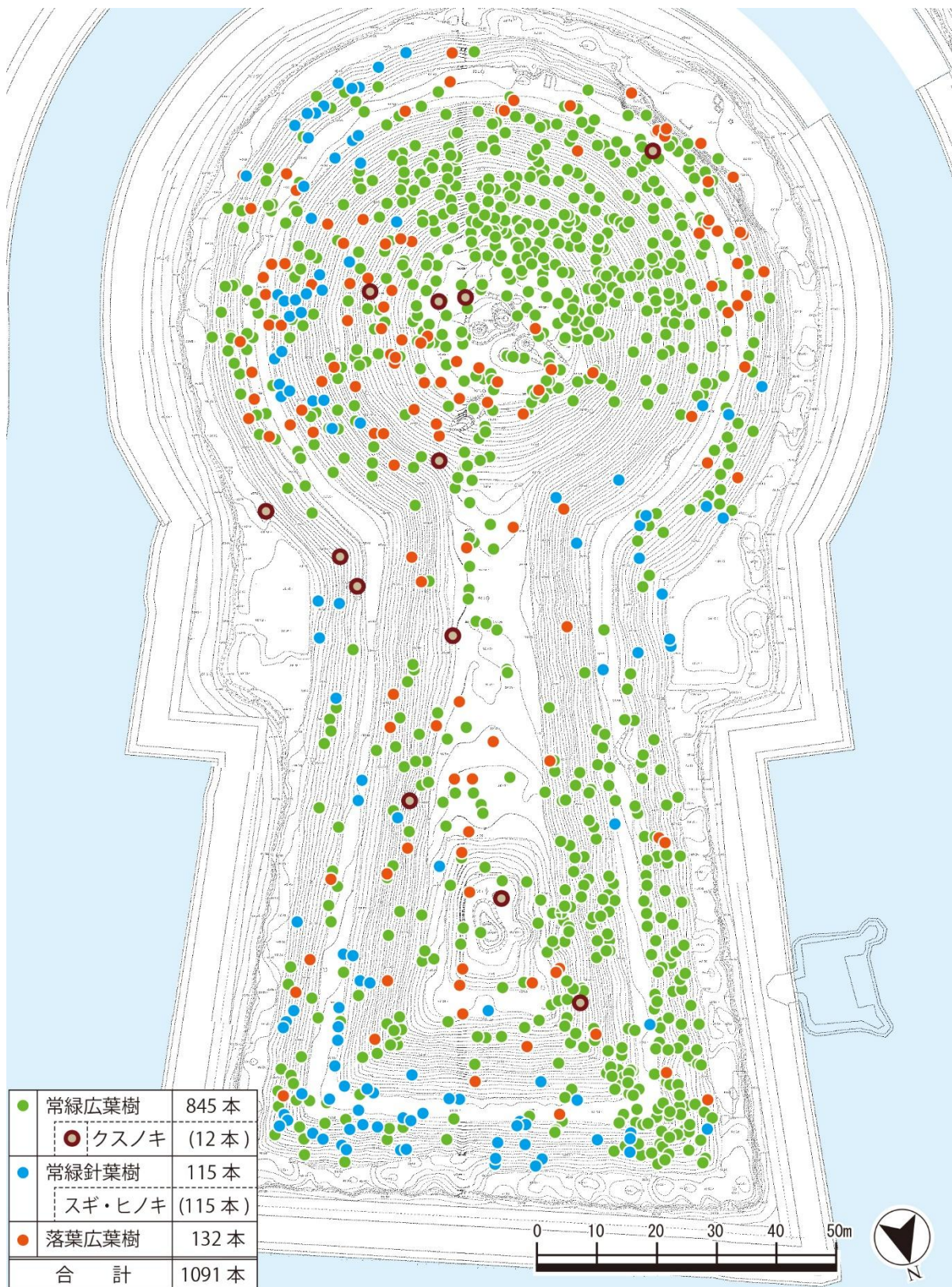


図 3-5 樹木プロット図 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

(3) 発掘調査

巢山古墳は周濠が灌漑用溜池として古くから利用され、水位変動や風波によって墳丘裾や外堤裾が浸食を受け大きく削られていた。墳丘西側の浸食崖面には、墳丘第一段テラスに樹立された埴輪列が露出し、確認できる個体数は約50基あった。墳丘東側はすでに埴輪列が崩落した状態にあり、早急な保存整備の必要に迫られていた。そこで平成9年度に指定地全体の地形測量を行い、10年度からは巢山古墳史跡整備検討委員会を組織して平成14年度から工事に着手した。

後円部・前方部の埋葬施設は盗掘されているものの、墳丘第二段から上部の段築がよく残り、くびれ部、前方部の稜も明確に残っていた。一方、墳丘第一段は斜面のほとんどが削り取られ、テラス部は、周濠の貯水量を確保するため泥上げ場として利用されたため、泥土が盛られ凹凸になっていた。

緊急保存措置として周濠底に堆積した深さ約2mの泥土のうち1mを除去し、周濠の貯水量を維持しながら水位を下げ、浸食を受けた墳丘法面・外堤法面を保存するため、築造当初の傾斜面に合わせて法面全体を覆う工法が選択された。この遺構保存整備にともない、周濠に堆積する泥土に深く埋もれた墳丘と外堤基底部を確認するために発掘調査が必要となった。

発掘調査は工事に先立ち平成12年度から開始した。第1次調査では当初の墳丘規模が全長約220mであることが判明した。第2次調査では前方部北西隅から木製鋤、周濠北西隅から鞍形木製品が出土した。第3・4次調査は周濠泥土の浚渫工事中に発見された出島状遺構を調査した。第5次調査は周濠北東隅から準構造船の舷側板や縦板が出土した。第6次調査は前方部前面を調査した。第7次調査は前方部西側と周濠北東隅を調査した。第8・9次調査は外堤北側を調査した。第10次調査は外堤北西隅から西側中央付近までを調査した。第11次調査は前方部北東角から前方部東側墳丘裾を調査した。第12次調査は前方部西側、前方部東側、東側外堤を調査した。第13次調査は後円部西側、外堤西側を調査した。第14次調査は後円部西側、外堤西側を調査し、前方部第一段平坦面の盛土を撤去した。第15次調査は東側造出と東側外堤を調査した。第16・17・18・19次調査は後円部東半、東側外堤を調査した。第20次調査では、後円部南西側、南西側外堤を調査した。各年度の調査範囲を図3-6に示す。

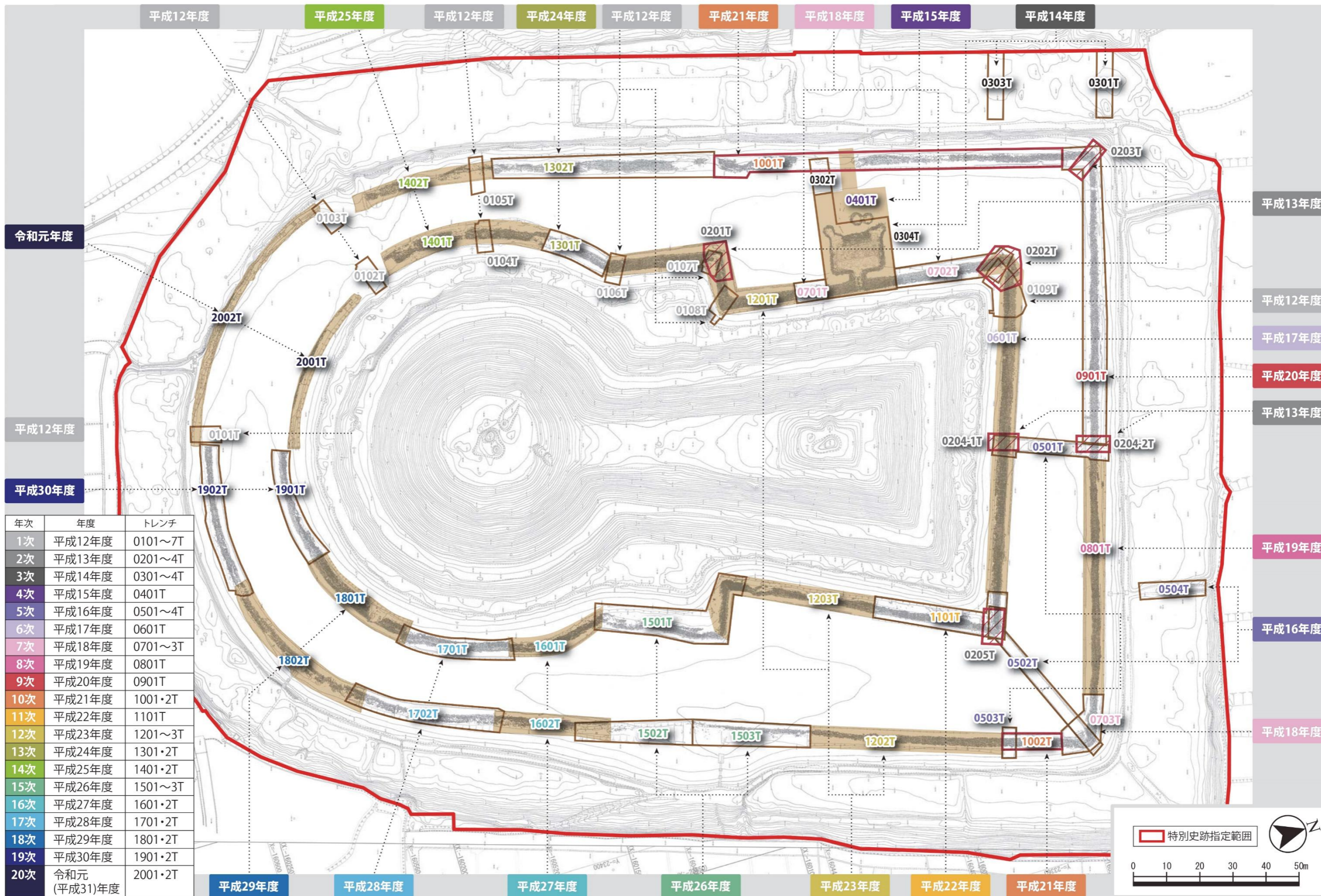


図 3-6 年度別発掘調査箇所図

[出典：平成9年度測量図を加工して作成]

第4節 これまでの整備

墳丘および外堤部の緊急保存措置は、平成12年度(2000)から準備作業に着手して、平成14年度から本格的な遺構保存整備工事に取りかかった。これに先立ち12年度に巢山古墳整備基本構想を策定し、翌年度には整備基本設計を実施した。基本設計では外堤部における活用を目的とした整備内容についても、その方向性を示し、平成19年度までに整備を完了させる事業計画としていた。しかし、年度毎の事業規模の縮小や発掘調査範囲の拡大等により、令和2年度までの整備は墳丘裾および外堤裾の遺構保存整備にとどまっている。

(1) 巢山古墳整備基本構想

平成12年度に策定した整備基本構想は、周濠部に堆積した土砂の除去や墳丘裾および外堤裾の遺構保存の具体的な工法検討や工事費算定に特化した計画であった。外堤部における活用を目的とした整備についても若干触れているが、特別史跡指定地全体における整備方針を検討していないこともあり、翌年の基本設計では、全体計画をあらためて示すこととなった。

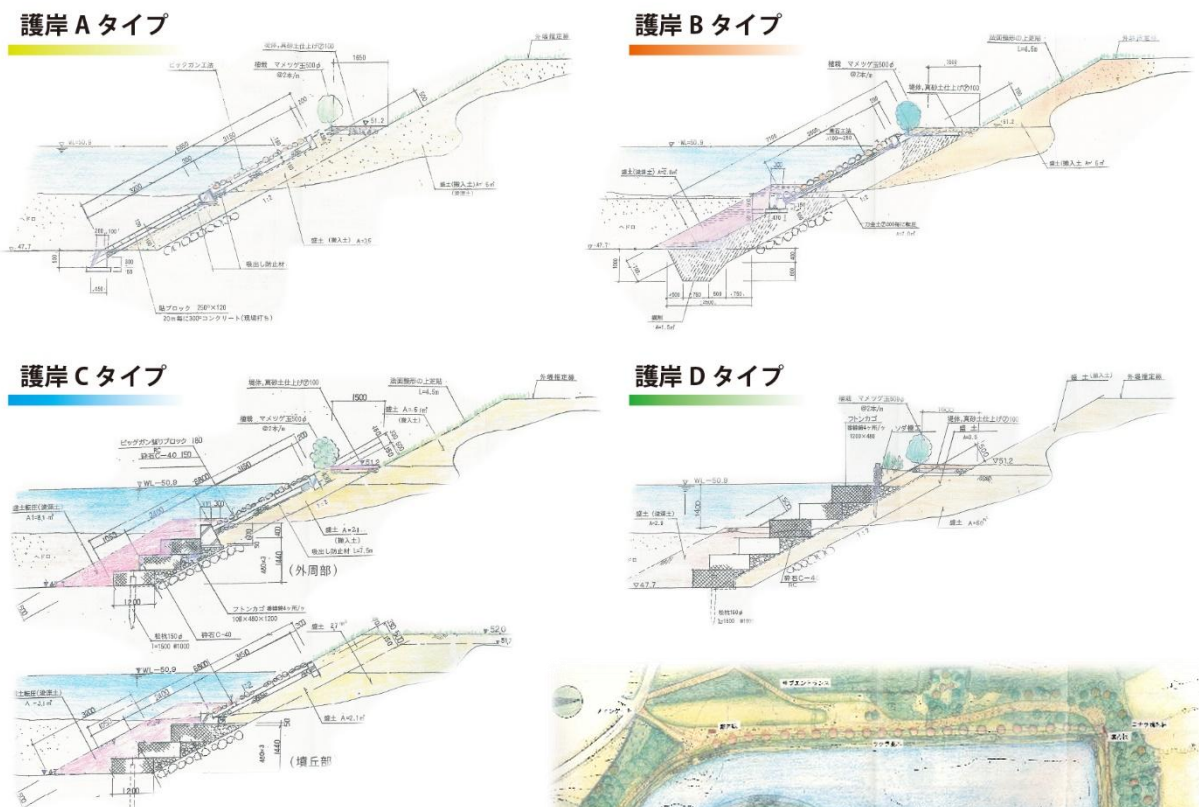


図 3-7 護岸整備検討断面図

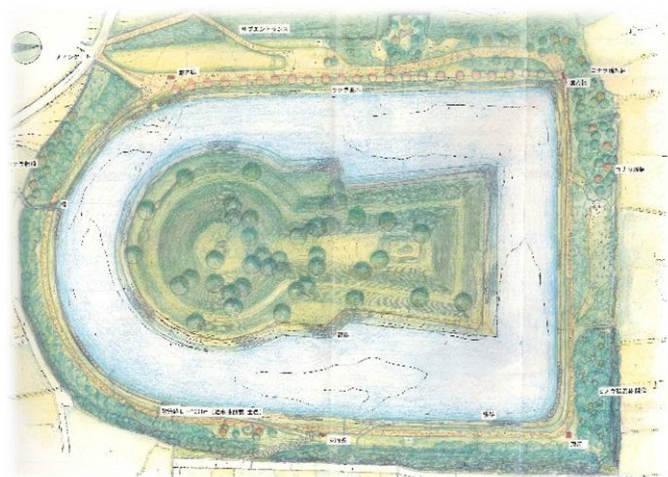


図 3-8 整備計画平面図

(2) 整備基本設計

平成14年3月に作成した基本設計の概要を以下にまとめる。

①整備の必要性

巢山古墳は、現在その周濠部を農業用溜池として利用しているため、水位変化等により墳丘裾部が浸食を受け埴輪列が露出し、このまま放置すれば大規模な封土の崩落が危惧され、早急な対策が必要である。

②整備目標

- ・ 巢山古墳は貴重な歴史的、文化的資源であり、その遺構の保存に努める。
- ・ 巢山古墳の遺構は、比較的良好な状態で残っており、遺構を損傷しないような配慮のもとに活用すべきであり、保存に支障のない範囲において、地域のシンボル、社会教育資源としての活用を図る。

③全体的な整備方針

- ・ 巢山古墳は、築造当時の形態が良く保存されており、現在の姿のままでも十分に築造当時の姿が想起でき、遺跡としての価値を理解することができる。従って整備は、崩落や浸食をくい止め、見学と管理の安全を確保するような現状保存を目指した最小限の整備にとどめる。
- ・ 墳丘部では遺構の保存を特に重視し、立ち入りは①管理者、②研究者、③文化財の価値を理解する見学者に限定し、③については安全に見学できる季節に限定する。外堤部では、墳丘部のような立ち入り制限は行わず、より多くの人々が巢山古墳を見学・学習できるような社会教育的活用を行う。
- ・ 馬見丘陵公園等周辺の主要施設・文化財とのネットワークを意図した動線の整備も行い、見学者が古墳群を巡り、学習し易い環境整備に努める。
- ・ 以上の整備は、発掘調査により遺構を解明し、遺構を損傷しない範囲内で行う。特に本古墳の特徴である墳丘形状の調査は重要であり、くびれ部や、前方部の基底を確定する発掘調査結果に基づくものとする。

④墳丘部の整備方針

- ・ 削平や崩落が進行している墳丘基底部から汀線部にかけては、墳丘全体の景観との違和感が生じないような、浸食防止のための護岸整備を行う。その平面的な位置や形状は、発掘調査の成果を踏まえ、検討し決定する。
- ・ 樹木の繁茂する墳丘斜面では適宜整理伐を行い、古墳の形態を認識しやすいように整備する。
- ・ 盗掘、家屋などによる後世の地形の改変箇所は復旧する。

⑤周濠部の整備方針

- ・ 発掘調査の後、遺構レベル等を確認し、後世に堆積した土砂を浚渫する。用水池としての機能を確保するため、現況の容量を確保する。
- ・ 墳丘部の管理のため仮設的な橋を設置するが、管理者以外は立ち入ることが出来ない構造とする。

⑥外堤部の整備方針

- ・外堤の崩落部分は盛土整形等を施し、汀線部の浸食を防止するために、景観に配慮した護岸を整備する。
- ・外堤部を一周し、墳丘を眺められるような動線を整備する。合わせて、転落防止のための低木植栽や緑陰樹・景観木植栽を行う。
- ・見学者のための小広場、道標等サイン施設、ベンチ等休憩施設を整備する。また、巢山古墳についての理解が深められるよう、小学生等にもわかりやすい解説板等学習施設を設置する。
- ・一般車両の進入は禁止する。管理のための車両動線は、史跡指定地の外側に整備する。
- ・園路の見通しを良くし、安全性を高めるために現況林、現況竹林を適宜間伐整枝する。

⑦基本設計

■護岸整備について

その平面的な位置や形状は、発掘調査結果を踏まえ古墳基底部を確定してから決定するが、その手法としては現存する墳丘を損傷することのないような整備手法を用いる必要がある。その整備手法については、9トレンチの発掘調査結果をもとに以下の様な3案を計画し、検討した。各案ともに水面以下の部分は、遺構面に吸出防止剤を敷設し、盛土で保護した上に土砂流出防止の不織布を敷き、ステンレス製のフトンカゴを設置することで浸食を防止する。水深レベルから上部には、可能な限り往時の葺石のイメージを残した整備を計画する。

■小広場および解説板、休憩施設について

解説板の形状は古墳の景観を損なわないようできるだけ低いものとし、材料は石材等を使用する。休養施設としては、アズマヤ等の構造物は避け、ベンチを設置する程度にとどめる。

■動線整備について

外堤部を一周し、墳丘を眺められるよう動線を整備する。幅員は2mを基準とし、適宜小広場を設ける。舗装の仕様は土系の自然色舗装とし、できる限り現在の景観を損なわないよう配慮する。転落防止のための低木植栽や緑陰樹・景観木植栽を行うが、樹種は墳丘内の既存木と同系の樹種を採用する。

(3) 遺構保存整備工事

灌漑用溜池としての機能を維持した状態で工事を行うことから、固化材を添加した改良土による堤で周濠を区切って、工区毎に護岸整備を進めている。締め切った範囲の浚渫後、墳丘および外堤裾の発掘調査を行う。調査完了後に基本設計にて検討した工法により、墳丘裾および外堤裾の護岸を整備する手順を反復した。

護岸整備により水面積が狭くなることから、整備前と比べて貯水量が減少しないように浚渫する量を加減した。また、周囲の水田へ水を引き込むための樋門が3か所あったことから、整備した護岸へ新たに設けた。

護岸整備は令和3年度に完了予定としている。計画では令和4年度に浚渫土の場外処分と堤の撤去等を予定しているが、堤の一部は墳丘部分の整備が完了するまで残置しておくこととする。なお、浚渫土は外堤部の盛土材として利用し、余った土を場外処分する。

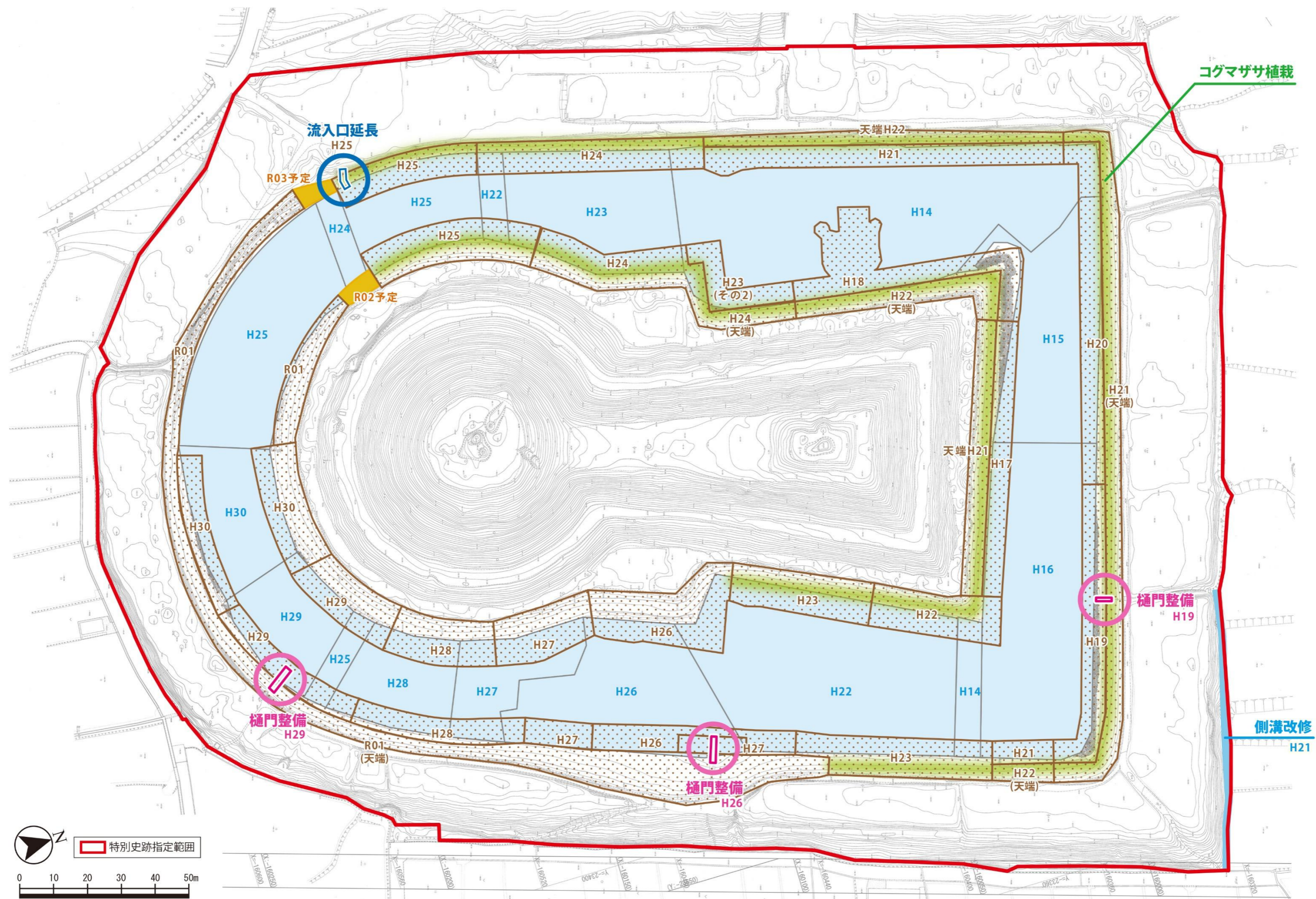


図 3-9 年度別整備箇所図

[出典：平成9年度測量図を加工して作成]

<護岸整備前>

古くから周濠を灌漑用の溜め池として利用してきたことから、水位変動により墳丘裾部と外堤裾部が浸食を受け、汀が大きく後退していた。

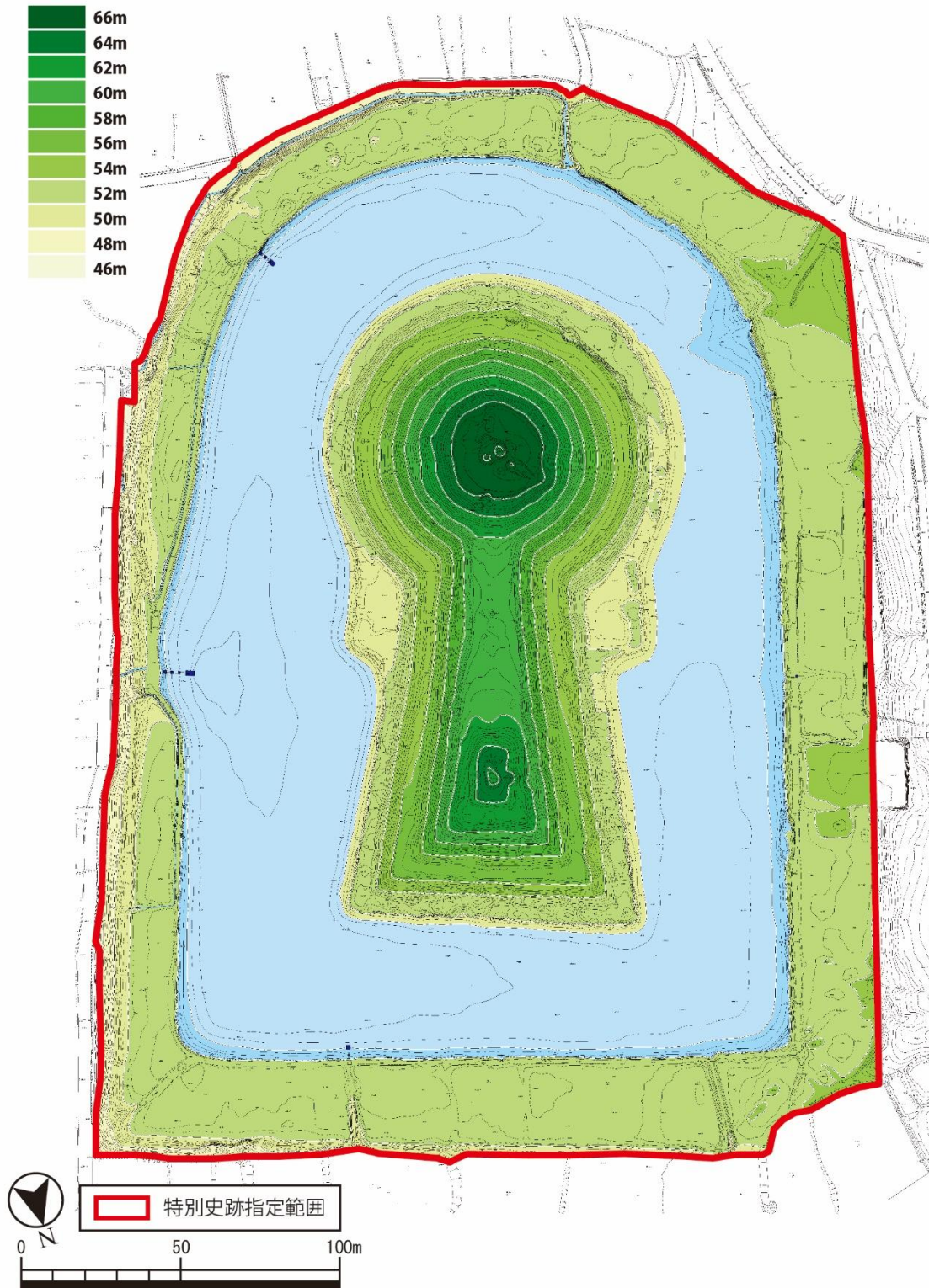


図 3-10 護岸整備前の平面図 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

＜護岸整備後＞

護岸整備により墳丘および外堤部の輪郭がはっきりした。

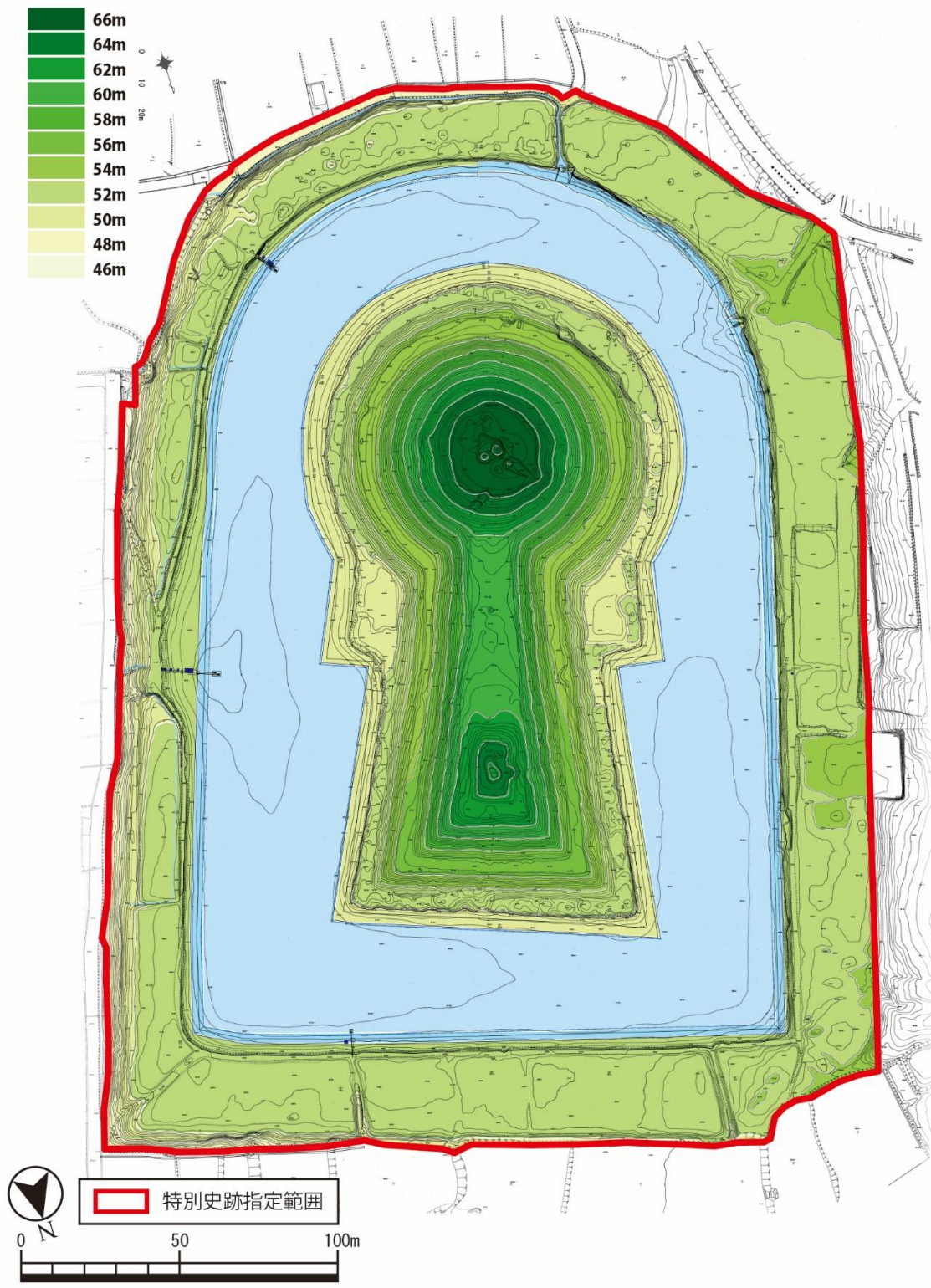


図 3-11 護岸整備後の平面図 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

第5節 植生・景観

巢山古墳の様相を伝えるものとして『大和国古墳墓取調書』（野淵龍潜 著：昭和60年刊行）があり、根廻り140間、高さ6間と記載され、絵図には墳丘にクスノキの大木が3本、外堤に松林がえがかれるなど、現在とは大きく異なる植生であったことが示されている。

『奈良縣における指定史跡第一冊』（刀江書院：昭和2年発行）に、「土地台帳によれば環濠の字は「アシケ」である」と書かれており、掲載されている写真からは、墳丘が竹林であること、外堤部にススキの茂っていることが確認できる。写真で確認できる範囲では、樹木は外堤部の細かいマツ1本のみである。また、「古来この古墳の壕中には大蛇が住む」「後円部の樹木を一本でも切れれば碧血流れ出づる」という伝説があると記されていることから、これ以前には墳丘部の植生に人の手が加えられることはあまり無かったのだろうと考えられる。

昭和23年に撮影された航空写真を見ると、墳丘上は依然として竹林であったためか、前方部で各段のテラスを視認することができる。外堤部は南東部分だけが竹林もしくは樹林地となっている。外堤部東側は、既に大きく削り取られ、戦前から水面積が拡大していたことがわかる。

昭和36年になると、墳丘上が樹木に置き換わったためか、各段のテラスを視認することができない。これ以降、墳丘部分は樹木が大きく生長し、上空だけでなく外堤部からも墳丘形態を認識することができなくなっている。外堤部は昭和40年代まで北側が畑として使われ、昭和51年には全周が概ね樹林地であった。しかし、昭和50年代後半から西側の開発行為が盛んになっていった。



[出典：『奈良縣に於ける指定史跡』第1冊史跡調査報告書]

大正12年の巢山古墳の様子



昭和23年



昭和51年



昭和36年



昭和59年



昭和42年



平成元年



昭和46年



平成6年

航空写真からみた巢山古墳の変遷

[出典：空中写真(国土地理院ウェブサイト)を加工して作成

第6節 土地所有

特別史跡となった昭和27年3月以後も墳丘は個人が所有し、周濠は斉音寺村の共有地であった。未指定であった外堤部だけでなく、指定地内の墳丘や周濠部においても開発行為が確認されたことを受け、広陵町は遺跡の保存に万全を期すため、墳丘部分は昭和58年までに公有化し、外堤部を平成9年までに公有化した。ただし、周濠は現在も灌漑用溜池として使われていることから、民有地のままとされている。

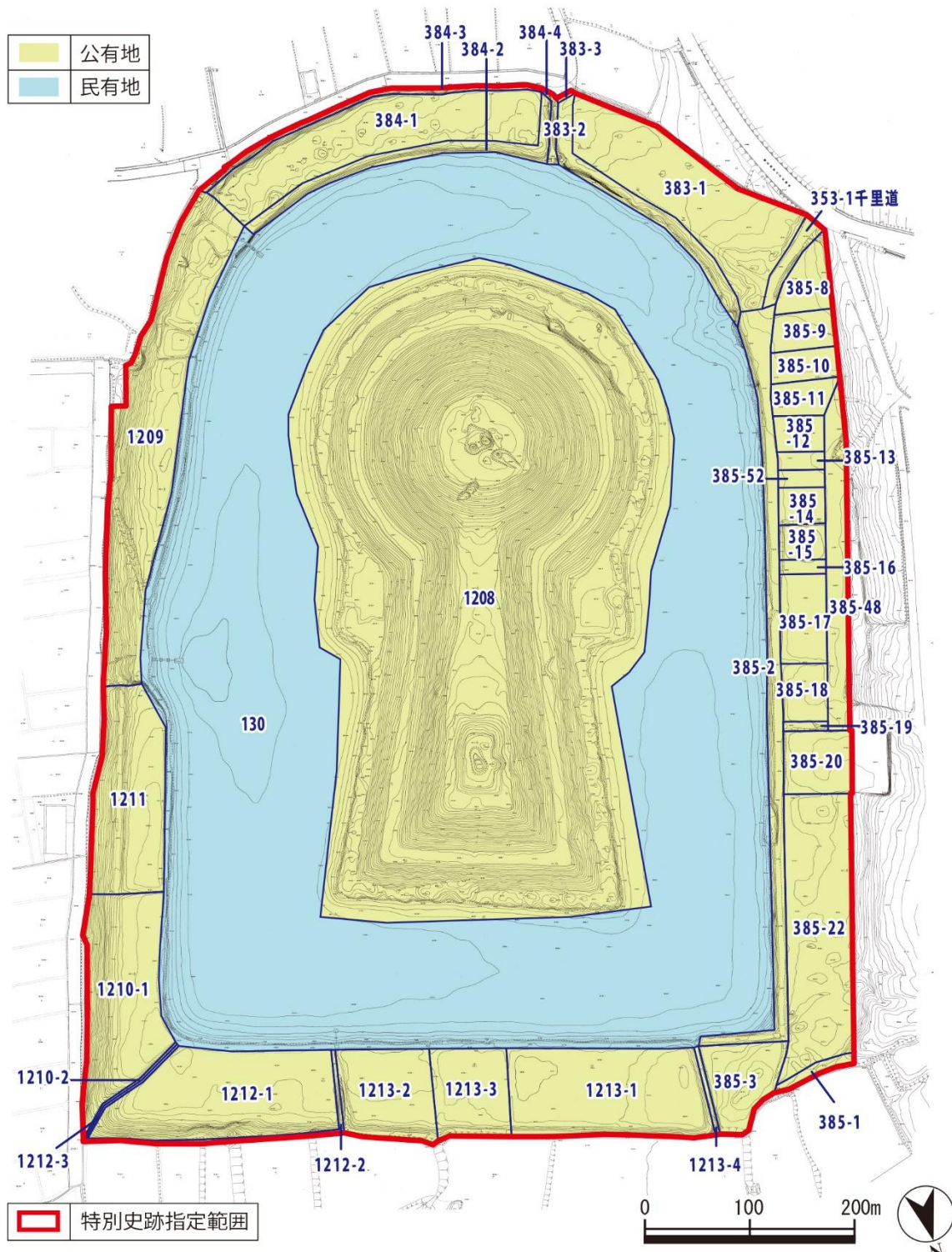


図 3-12 土地所有図

[出典：地籍図を基に平成9年度測量図を加工して作成]

第7節 現状と課題

(1) 遺構保存に関する現状と課題

① 墳丘形態

■ 現状

墳丘形態としては、平成9年度に作成した測量図(P43図3-4)からもわかるように、墳丘第二段および第三段の斜面はコンタが蛇行している。土砂の流出や腐葉土の堆積、樹木の生長による影響を受け、細部をみると墳丘形態が歪んでいることがよくわかる。

ただし、史跡の指定理由にもなっているように、全体的には良好に残っていると見える。また、樹木の大半は表土の流出防止の観点から、今後とも残置していく予定としていることから、今すぐに復旧を行うことは難しい状況にある。よって、墳丘形態の復旧については、墳丘上に生育する樹木の取り扱いと合わせて時間をかけて検討していくこととし、ここでは喫緊の課題である墳丘の保存について取り上げる。

後円部の第一段および第二段テラスには、かつての土地所有者の住居跡があり、広陵町が土地を取得する昭和40年代後半まで生活していた。家屋は撤去したがレンガのかまどやコンクリート製の井戸枠が残され、削平された地形は修復されず急勾配のままとなっている。この他にも後円部頂上の北側縁辺部に土砂が流出した痕跡がある。

■ 課題

削平されてから少なくとも50年以上が経過しているが、これまでに崩落が生じていないことから、現状としては安定していると判断できる。しかし、頻発する集中豪雨や台風の大型化などにより文化財が被災するケースをよく目にする事から、管理者である広陵町による巡回や草刈り等の管理作業の際に、墳丘の保存状況に問題が生じていないか絶えず確認していく。崩落の危険性が高いと判断させる場合は、遮水シートによる応急復旧を講じるとともに、盛土や吹き付け等により安定化を図る。

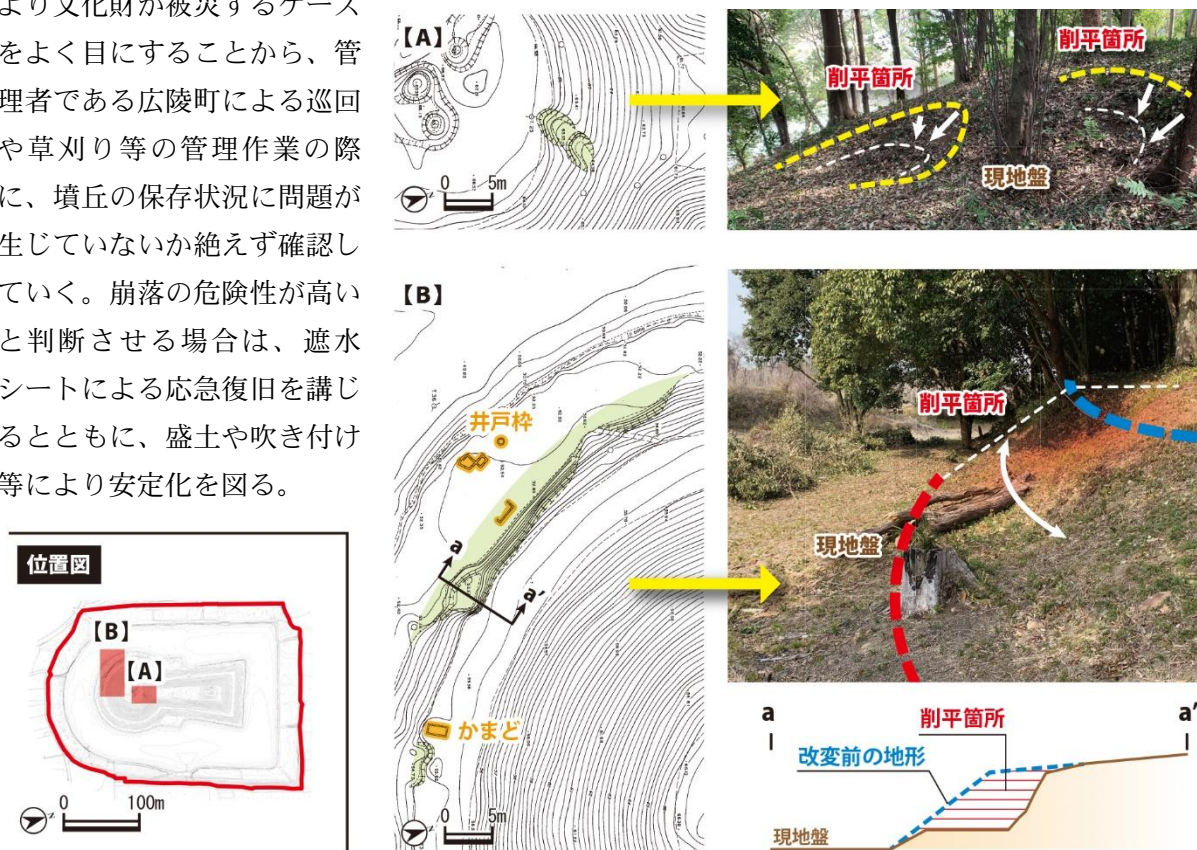


図 3-13 後円部の改変箇所

②後円部頂上

■現状

『奈良県に於ける指定史跡』によると、大正12年(1923)に行われた実測調査にて、後円部頂上の盗掘痕から竪穴石室が2基確認されている(P38写真および図3-2)。それから約90年が経過する中で、土砂の流入や腐葉土の堆積により埋没し、現状では石室を目にすることはできない。表層はテイカカズラやベニシダに覆われている。



テイカカズラ



ベニシダ

■課題

発掘調査による学術的価値の解明や保存状況の確認は将来的な課題としても、盗掘痕に雨水が溜まり、石室上部の堆積土に浸透していることから、保存環境の改善が必要な状況にある。さらに盗掘痕の脇に樹木が生育していることから、根の伸張による影響も心配される。

③方形壇頂上

■現状

『奈良県に於ける指定史跡』によると、方形壇にも石室の存在が記されていることから、頂上部分の窪みは盗掘痕の可能性がある。

■課題

後円部の頂上と同様に発掘調査や保存状況の確認は将来的な課題としても、現時点では石室があると想定し、雨水の浸入や根の伸張による影響を考慮した保存環境の改善を図っていく必要がある。



図 3-14 後円部頂上の窪地



図 3-15 方形壇頂上の窪地

④墳丘上に生育する樹木

■現状

墳丘の二段目および三段目は、これまでに発掘調査を行っていないことから、現地盤から遺構面までの覆土厚が把握できていない。しかし、一段目の発掘調査から墳丘全体がある程度の厚みで土砂に覆われていると推測される。正確な保存状況を把握するための必要な調査は将来の課題とし、墳丘上に生育している樹木について、遺構保存に必要な措置を講じる必要がある。

昭和2年の墳丘は全体が竹林で覆われていたが、地下茎による遺構への影響を考慮して、広陵古文化会の理解と協力のもと維持管理の中で徐々にモウソウチクを減らしていき、平成9年には全ての除去が完了した。約100年が経過した現状では、モウソウチクに代わって常緑広葉樹を中心に多数の樹木が生育し、成長速度の速いクスノキなどは既に巨木化している。モウソウチクと同様に根の伸張による遺構面への影響だけを考えると、墳丘上に樹木が生育していることは望ましくない。また、倒木した際に樹根が起こされ現地盤が大きく傷むおそれがある。平成30年9月の台風21号では、県内の文化財(記念物)において多数の倒木が発生した(右の写真)。



平成30年台風21号による倒木被害
(史跡東大寺旧境内)

■課題

墳丘上に生育している樹木は、日陰をつくることで地被植物の生育環境を整えていることから、表土の流出防止に寄与している面もあり、一概に全てを撤去するという考え方にはならない。また、史跡指定範囲および周辺域は、馬見丘陵の東側に点在する古墳及び池沼等により形成される県の代表的な景観であることから、景観保全地区に設定され自然環境を適切に保全していくことが求められる。成長を続ける植物を相手に、遺構の保存と自然環境の保全を両立させていく必要がある。



墳丘二段目および三段目を覆う多数の樹木

(2) 遺構の顕在化に関する現状と課題

① 墳丘形態の潜在化

■現状

前述したように墳丘上に生育する樹木の密生や高木化にともない、外堤部から墳丘形態を認識することができなくなっている(P62下の写真)。

■課題

墳丘東側のくびれ部には、遺構保存の観点から伐採が必要なクスノキが多数生育している。この部分の顕在化を図るため、墳丘の保存に影響を及ぼさない範囲において、剪定・伐採の実施を検討する。また、古墳の全容を理解してもらうため、縮小地形模型の設置についても検討する。



東側くびれ部には巨木化したクスノキが多数生育している

② 発掘調査成果の活用

■現状

発掘調査により墳丘や外堤裾部で検出された葺き石や出島状遺構等は、護岸整備(埋め戻し)により保存を図っている。出島状遺構は良好に遺存していることから、遺構複製展示や復元展示などの整備効果として、来訪者が遺跡に対する理解をより深めるものになると期待される。なお、当面は周濠を灌漑用溜池として利用していくことから、出島状遺構を表示整備した場合は、一時的に周濠の水位を下げる必要がある。

■課題

周濠の水位をコントロールする行為は、管理者である広陵町の負担が大きいことから、発掘調査成果を反映した表示等整備については将来の課題とする。当面の整備として解説板や模型による現地での説明、VR(仮想現実)によるデジタルコンテンツの導入について検討する。



出島状遺構の検出状況(現場説明会)

(3) 活用整備に関する現状と課題

① 便益施設

■ 現状

史跡公園としての共用を開始するにあたって、解説板や園路、管理施設等の諸施設が必要となる。とりわけ公園までのアクセスとして大多数の来訪者が車を利用すると考えられ、駐車場は不可欠といえる。また、外堤部を1周すると1km近くになることから、ベンチやアズマヤだけでなく便所も必要となる。

指定地周辺において駐車場や便所の整備が必要となるが、隣接する馬見丘陵公園や竹取公園には、計画地から近い位置にこれらの施設が点在している(図3-16)。

■ 課題

新たな施設整備は二重投資となってしまうことから、奈良県との理解と協力を得て公園施設の一体利用を図る。そのためにも、馬見丘陵公園に対して依存するだけでなく、有機的な連携を図っていく必要がある。

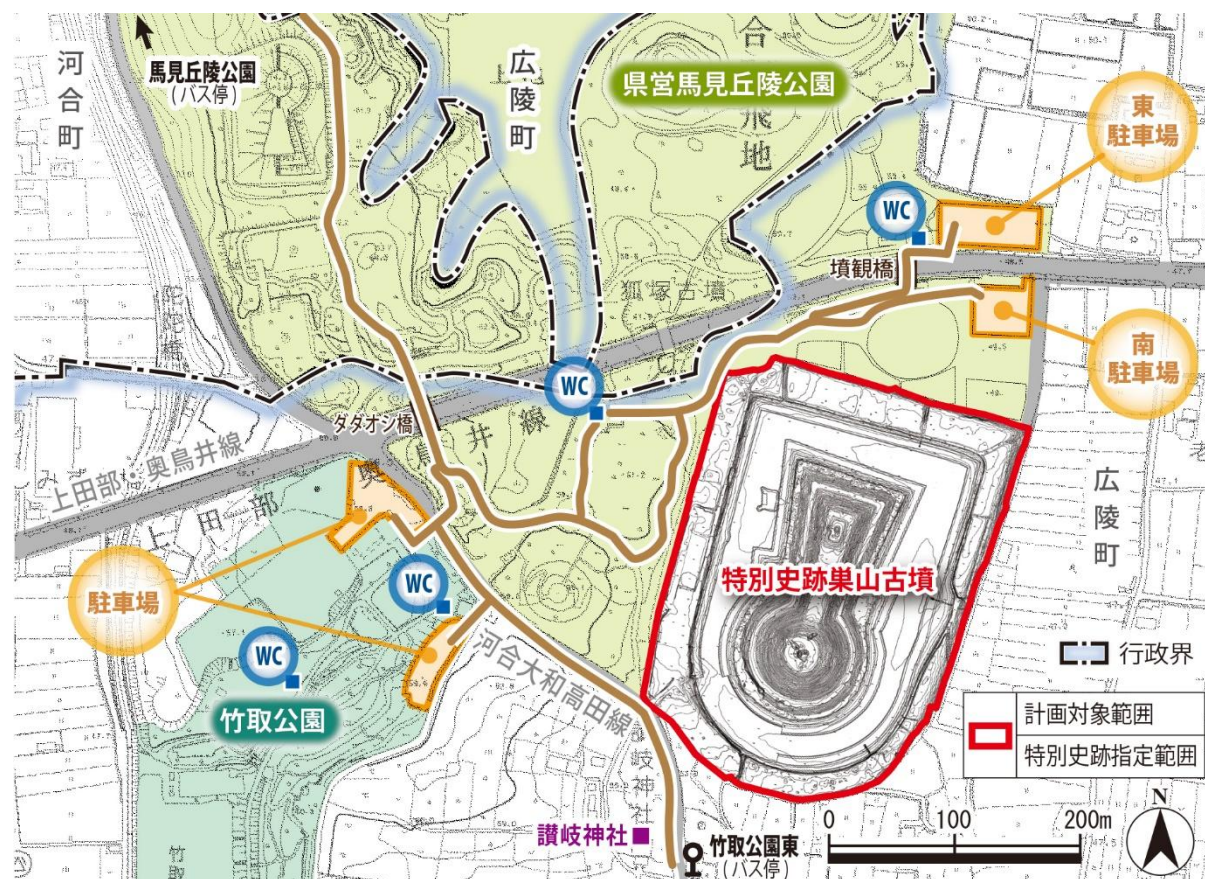


図3-16 計画地周辺の駐車場・便所位置図 [出典：都市計画図を加工して作成]

②外堤部の自然および景観

■現状

外堤部西側は、町内におけるニュータウン建設の影響か昭和50年代に開発行為が盛んになり、樹木が伐採され住居やアパートなどが多数建設された(P58の航空写真)。その後建物は取り壊され、緊急保存措置の実施期間中は浚渫土の仮置き場として利用している。

外堤部西側の植生は、南西部の接道近くと周濠に沿ってサクラが残っているが、いずれも樹勢が衰えている。北西部には樹木がまとまって残っているものの、手入れが行き届かず荒れた状態となっている。隣接する馬見丘陵公園から外堤部にかけて開けた土地が連続するものの、その間には約3mの高低差があり、地形に焦点を当てると外堤部の範囲や規模が明確になっている。しかし、余りに規模が大きいことから、古墳の一部であることが来訪者に理解されていない。

外堤部の南側から北側にかけては、樹木がある程度残っていることから西側と様相が異なり、水面を挟んで木々に覆われた墳丘部分と一体的な風致景観を構成している。

■課題

西側外堤部は、古墳の一部であることを理解してもらうための工夫が必要である。指定地に生育する樹木は、遺構保存の観点から巨木化した樹木や成長速度の速いものを定期的に除去していく。その中で、風致景観を保存・継承する方法を探っていく。



航空写真(南東から)

③墳丘上の構造物等

■現状

前述したとおり、後円部にテラス上にはレンガのかまどやコンクリート製の井戸枠が残置されたままとなっている。さらに、前方部のテラス上には浚渫土を盛り上げた土塊が点在している。現段階で遺構保存に影響を及ぼすものではないが、外堤部から見える位置にある。

■課題

景観阻害要素や来訪者の誤解を招くものは撤去を検討する。



後円部に残置されたレンガづくりの構造物



前方部に点在する浚渫土の塊

④ガイダンス施設

■現状

出島状遺構の発掘調査により、数多くの遺物を検出したことから、巢山古墳の解説・展示施設として広陵町役場の敷地内に広陵町文化財保存センターを平成18年4月に開設した。ここには広陵町担当職員が常駐して、発掘調査結果の分析や研究、遺物の整理が行われている。しかし、巢山古墳から離れた位置にあり、土日と祝日が休館日であることから、十分活用されているとは言い難い。

■課題

第4次広陵町総合計画の政策目標として「歴史資料館の整備」を謳っているが、実現するまでには相当な時間を要する。それまでの間は、計画地や一体的な利用を計画している馬見丘陵公園や竹取公園において解説施設の充実により補う。

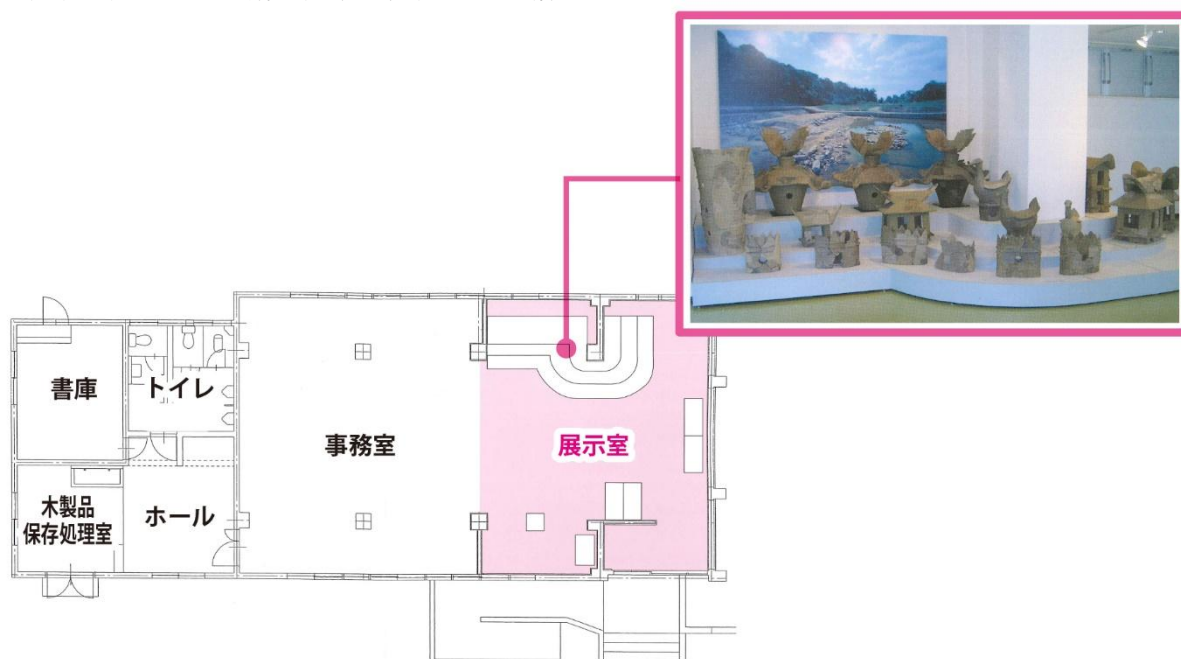


図 3-17 広陵町文化財保存センター平面図